

印西地区次期中間処理施設整備検討委員会要綱

（目的及び設置）

第1条 印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）が計画するごみ処理施設（熱回収施設）、粗大ごみ処理施設及び再生利用施設（リサイクルセンター）の次期中間処理施設整備に関して、住民の衛生的生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として、印西地区（印西市、白井市、栄町（以下「関係市町」という。））にふさわしい施設の建設に向けた基本計画等をはじめとした施設整備方針等について、専門的知見を加え、広く意見を反映することとして、「印西地区次期中間処理施設整備検討委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

（検討事項）

第2条 委員会は、次期中間処理施設整備に係る次に掲げる事項について調査検討し、その結果を組合管理者に報告するものとする。

- (1) 事業対象用地に関すること。
- (2) 中間処理施設の基本的事項に関すること。
- (3) 中間処理方式に関すること。
- (4) その他次期中間処理施設整備に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は次のとおりとし、組合管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 関係市町住民 6人以内
- (3) 関係市町衛生担当課長 3人
- (4) 組合事務局長 1人
- (5) 組合印西クリーンセンター工場長 1人

3 前項第2号に規定するものは、関係市町長及び組合管理者から推薦のあったものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から検討が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長は学識経験者のうちから委員会で選任する。また、副委員長は委員長が指名する。

3 委員会は委員長が召集するとともに、会議を司る。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、原則公開とする。ただし、委員会の決議により、公開しないことができる。

4 委員会の会議の傍聴に関する手続き、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

5 委員会は、会議の概要を記載した記録を作成し、委員会において確認した後、これを公開するものとする。

6 委員会は必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の目的及び組織は委員会で定めることとし、専門部会委員は、学識経験者委員とその他委員長が適当と認める委員のうちから、委員長が選任する。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、検討の過程で知り得た事実、情報等のうち、個人、法人その他の団体の権利利益を害するおそれのあるもの及び、検討途中の特定の固有名称、地名等事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、他人に漏らしてはならない。

(委員の報償)

第9条 第3条第2項第1号及び第2号に該当する委員の報償は、別途管理者が定める。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、組合印西クリーンセンター計画班に置く。

2 組合が委員会運営に関し委託契約を締結したコンサルタント等受託業者には、事務局に参加し委員会に出席できるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。